

新学術領域研究第4班研究会「オスマン帝国史：比較の視点から」

2011年7月9日（土）於 北海道大学スラブ研究センター

近代オスマン帝国の知識人と帝国意識*

佐々木 紳 shinss@hotmail.co.jp
東京大学大学院人文社会系研究科
イスラーム地域研究部門特任研究員

構成

はじめに

1. 新オスマン人の「文明意識」とイスラーム
2. 新オスマン人の「帝国意識」と「平等」の問題
3. パン・イスラーム論議と「帝国意識」

おわりに

史料／参照文献

* 本報告は、イスラーム地域研究東京大学拠点における文部科学省委託業務「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」および平成22年度科学研究費補助金（研究活動スタート支援，課題番号22820017）による研究成果の一部である。

はじめに

▼近年の研究動向

- ・帝国主義・植民地主義の主体としてのオスマン帝国：「オスマン版帝国主義 Ottoman imperialism」 [Makdisi 2002]¹，「オスマン版植民地主義 Osmanlı sömürgeciligi」 [Eldem 2003] ，「借用された植民地主義 borrowed colonialism」 [Deringil 2003]²
- ・日本での先駆的指摘（「被支配民族」に対する「オスマン帝国主義」） [新井 1977: 53]³，紹介と比較史的観点からの適用（「近代帝国」としてのオスマン帝国） [秋葉 2005a; 2005b]，通史への反映（「帝国主義的支配を実施する主体」としてのオスマン帝国） [林 2008: 364]
- ・先行研究の関心はアブデュルハミト二世（第34代スルタン，在位 1876-1909年）の時代に集中。行政文書史料を用いた政策面の分析が進捗。帝国の「ハード」な側面の解明は進むが・・・。

▼近代オスマン帝国における「帝国意識」

- ・「帝国意識」とは？：「帝国支配国の人々の間に，支配する立場に立っていることをいわば当然のことと感じるような意識（あるいは無意識のうちに抱く心性）」 [木畑 2008: 3; cf. 木畑 1987: 275-276]。
- ・たしかに，列強の一員としてのオスマン帝国，その支配層としてのムスリム（イスラーム教徒）という自己イメージは，1860年代から70年代の新聞紙上でさかんに議論。ただし，イギリス帝国史研究の分析概念たる「帝国意識」を，オスマン帝国史研究に適用するにあたっては調整が必要。
- ・「タンズィマート」（再編成・再組織）の時代（1839-76年）：「多宗教帝国」としてのオスマン帝国の転機 [鈴木 1996]。それゆえ，近代オスマン史の文脈で「帝国意識」を考察する際には，宗教宗派の差異が支配層と被支配層とを隔てるメルクマールであった点に注意が必要。

▼本報告の目的

- ・近代オスマン帝国のムスリム知識人の発言を手掛かりに，彼らの「帝国意識」や「文明意識」のあり方の一端を，とくに外に向かう「意識」と内に向かう「意識」をめぐる言説に注目して考察する。
- ・事例として，1860年代後半に展開された新オスマン人運動と，1870年代前半にオスマン帝国で高揚したパン・イスラーム論議を取り上げ，ムスリム・オスマン知識人の「帝国意識」や「文明意識」のあり方を，オスマン・トルコ語（アラビア文字で表記された文語のトルコ語）史料に基づいて検討する。

¹ マクディシーは「オスマン版帝国主義」を，「反抗的であると見なされた周縁 supposedly recalcitrant peripheries を力づくで近代 an age of modernity に引き入れる」ための「実践と言説 practices and discourses」と定義し，対内的には改革者が「前近代的な過去 a pre-modern past」と見なしたものと決別を，対外的には「ヨーロッパ列強のヘゲモニー the hegemony of European powers」からの脱却をめざすプロジェクトとする [Makdisi 2002: 30]。

² デリンギルは「借用された植民地主義」の語を，ガイヤーが帝政ロシア史研究で用いた「借用された帝国主義 borrowed imperialism」から流用したとする [Deringil 2003: 312, n. 6; cf. Geyer 1987: esp. Part II]。

³ 世界史のより広い文脈で，アジアにおける帝国主義の主体と客体の問題を考察した研究として，江口 [1991] を参照。

1. 新オスマン人の「文明意識」とイスラーム

▼「新オスマン人」とは？

- ・1860年代から70年代にかけて、新聞・雑誌を通して立憲運動や新文学運動を展開したムスリム知識人グループ。ナムク・ケマル（1840-88年）、アリ・スアーヴィー（1839-78年）、ズィヤー・パシヤ（1829-80年）など。
- ・研究動向：イスラーム思想と西洋思想の先駆的統合者 [Mardin 1962]。イスラーム・モダニストとしての側面への注目 [Türküne 1991]。世界史（「東方問題」）の文脈における新オスマン人の位置を探る試み [Çiçek 2010]。日本での研究 [護 1967; 新井 1977; 佐々木 2006; 佐々木 2010]。

▼新オスマン人の不満(1)——ヨーロッパ列強のダブル・スタンダード

- ・インド大反乱（1857年）、ポーランド一月蜂起（1863年）⁴、アイルランドのダブリン蜂起（1867年）、フランスなどのメキシコ出兵（1861年）、イギリス領ジャマイカでの反乱（1865年）⁵などと、オスマン領内で発生したクレタ問題（1866-69年）を並列して論ずる【史料①】。
- ・親オスマンの知識人のチャールズ・ウェルズ（Charles Wells, 1839-1917年）⁶は、『報道者』紙上で「国際法 hukûk-ı milel」の観点から列強批判を展開【史料②】。
- ・ただし、いずれの史料においても、帝国主義や植民地主義そのものは不問とされ、帝国主義・植民地主義の主体としてのオスマン帝国のあり方が問われることもない。

▼新オスマン人の不満(2)——イスラームと「文明」との関係

- ・イスラーム国家たるオスマン帝国が文明国として遇されていないことへの強い不満。イスラームは「文明 medeniyet」や「進歩 terakkî」に背反せず。むしろイスラームは「文明」を体現。
- ・『報道者』:「我々はムスリムである。ムスリムこそ、かつて文明の翼 cenâh-ı temeddün をスペインのテージョ川 [タホ川] からインドのガンジス川まで広げ、世界に文明 medeniyet を発したのである。」
[“Usûl-i Meşveret,” *Le Mukhbir*, no.27 (14 mars 1868): 2b]

⁴ 新オスマン人と一部のポーランド人亡命者は、オスマン帝国の再生によってロシアに対抗するという戦略のもとで提携を模索した。両者の関係については、Davison [1963: 214-215]を参照。ポーランド人亡命者のオスマン帝国での活動については、早坂 [1987] と佐々木 [2008] を参照。

⁵ 現地の黒人住民による蜂起を鎮圧したジャマイカ総督に対する告訴運動を主導した J・S・ミルは、イギリスの外交官・政治家であったデイヴィッド・アーカート (David Urquhart, 1805-77年) と親交があった [山下 1998: 101]。オスマン帝国の再生の機軸をイスラームに求め、またロシアの拡張主義を激しく批判したアーカートの議論は、1867年以降ヨーロッパで亡命生活を送ったアリ・スアーヴィーにも大きな影響を与えたという [Çelik 1994: 119-132]。なお、ジャマイカ問題はアイルランド問題とともに、当時のイギリスの国論を二分するほどの重大な争点となっていた [ウィリアムズ 1999: 227]。新オスマン人がロンドンで発行した『報道者』や『自由』の論調を考察する上で、留意すべき点であろう。

⁶ イギリスのキングズカレッジでトルコ語の教鞭をとり、1869年からはイスタンブールの「帝国海軍兵学校 Mekteb-i Bahriyye-i Şâhâne」で英語教師を務めたウェルズについては、Çelik [1994: 137-143] を、より詳しくは Çelik [1996] を参照。なお、新オスマン人に関する最新の専著である Çiçek [2010] は、「東方問題」をめぐる新オスマン人の議論に、ウェルズやアーカートら親オスマンの知識人の強い影響を見る。

- ・『自由』:「我々は、ムスリムの宗教の政治の諸原理が、公正‘adâlet, 文明 medeniyyet, 進歩 terakkî に完全に適っていると見なした。[中略] 合理的で有用なもの、それがイスラームの教えで合法 meşrû‘となれば、他の諸宗教を奉ずる人々が承認を拒む理由などあろうか。」[“Usûl-i Meşverete Dâ’ir Geçen Numaralarda Münderic Mektûbların Altıncısı,” *Hürriyyet*, no. 18 (26 octobre 1868): 8a]
- ・ヨーロッパ人のイスラームについての「偏見」に対抗して、イスラームの文明論的優位を説く新オスマン人——イスラームは「文明」や「進歩」と調和する。イスラーム国家たるオスマン帝国も文明国の一員たりうる。「文明」としてのイスラームに適った判断は、オスマン帝国のムスリムのみならず非ムスリムにも受け入れられる・・・。

2. 「平等」の問題と二つの「平等」

▼近代オスマン帝国におけるムスリムと非ムスリムとの関係

- ・19世紀半ばに至っても支配層（ムスリム）と被支配層（非ムスリム）とを隔てる基準は宗教。タンズィマート改革の進展にともない、両者の「平等」の実現は国策として進められる。
- ・ムスリム知識人たる新オスマン人は、この事態を、非ムスリム臣民への「特権」付与によるムスリム臣民の地位の相対的低下と捉える。それゆえ、1856年の「改革勅令」を「平等勅令 *Müsâvât Fermânı*」や「特権勅令 *İmtiyâz Fermânı*」と呼び、オスマン政府による改革政策を批判【史料③】。
- ・アフターマティヴ・アクションとしての「改革勅令」:ムスリムの視点から見た「平等」の問題は、「非ムスリムにとっては特権を、ムスリムにとっては不平等を生み出す」悪循環 [Kara 2000: 309]。「ムスリム民衆からすれば、帝国の改革とは新しい抑圧のシステムにほかならなかった」[小松 1998: 20]。「ムスリムはキリスト教徒の特権 *imtiyâz* をたいへんに羨みはじめ、この羨みは徐々に嫉妬と敵対に変じていった」[“Mes’ele-i Şarkıyye’nin Bugünkü Hâli,” *Le Mukhbir*, no. 2 (7 septembre 1867): 3b]。

▼新オスマン人の説く「平等」の内実

- ・『自由』:1839年の「ギュルハネ勅令」以来表明されてきた「平等」とは、「個人についての権利 *hukûk-ı şahsiyye*」に関する平等であって、「大宰相」と「荷担ぎ」とを等し並みに扱おうとする絶対的な平等ではない【史料④】。
- ・『報道者』:「正当な平等 *müsâvât-ı meşrû‘a*」と「絶対的な平等 *müsâvât-ı mutlaka*」【史料⑤】。
- ・新オスマン人は、臣民の権利と義務とに関する「正当な平等」を肯定的に評価する一方で、支配層と被支配層とのあいだの「絶対的な平等」には反対。

▼「治者」と「被治者」との「平等」

- ・『自由』:そもそも「イスラーム国家 *devlet-i İslâmiyye*」たるオスマン帝国では、ムスリムと非ムスリムの「平等」はすでに実現している【史料⑥⑦】。しかし、ヨーロッパ人はこの点を理解していない【史料⑧】。
- ・『報道者』:オスマン臣民のあいだの「正当な平等」は保障されねばならない。しかし、それによって帝国の「治者 *hâkim*」と「被治者 *mahkûm*」との関係をゆるがせにはならない【史料⑨】。

▼「治者」たることの自明性

- ・『自由』:「多数を占めるイスラームの宗教共同体」【史料⑩】⁷。
- ・『報道者』:列強の植民地における支配 - 被支配関係のアナロジー【史料⑪】。
- ・文明国／列強の一員としてのオスマン帝国, そのオスマン帝国の支配層としてのムスリム, という自己イメージ = 新オスマン人の「帝国意識」

3. パン・イスラーム論議と「帝国意識」

▼パン・イスラーム思想

- ・世界各地のムスリムの連帯を模索する思想。オスマン帝国では, 1860年代末から70年代初頭に登場。背景として, ヨーロッパの国際情勢の変動(ロシアの進出とドイツの台頭), クリミア戦争後のオスマン帝国における社会不安の高まり(ex. カフカースからの移民問題)。
- ・オスマン帝国のパン・イスラーム思想は, 国際政治の変動に対応するための外交戦略として登場。オスマン・トルコ語新聞『洞察』などでさかんに議論。やがて, ムスリム臣民の統合を進めるためのイデオロギーとして結晶化⁸。

▼エサト著『ムスリムの統一』(イッティハード・イスラーム)

- ・海商法廷記録官エサト(1842-1901年):中級官僚でありながらジャーナリストとしても活躍。後述の『ムスリムの統一 *İttihâd-ı İslâm*』(1873年刊)のほかに『立憲政治 *Hükümet-i Meşrûta*』(1876年刊)も著す。草創期の「統一進歩委員会」の活動にも参加⁹。
- ・『ムスリムの統一』¹⁰:オスマン知識人がパン・イスラーム思想について著した初めての冊子。『洞察』などの諸新聞で展開された当時の論議を総合[Türküne 1991: 234-237]。「ムスリムの統一」による内外への影響, 巡礼や礼拝の意義, イスラームの「正しい」知識を普及させるための地理協会や宣教団の必要性などを論ずる。ただし, 「統一の光 *ziyâ-yı ittihâd*」は「イスラームのカリフの偉大なる本拠 *merkez-i celîl-i hilâfet-i İslâmiyye*」たるイスタンブルから発さなければならない, とする[Es'ad n.d.: 24]。

▼パン・イスラーム論議における「文明意識」と「帝国意識」のリンク

- ・世界各地のムスリムの連帯によるオスマン帝国の国威発揚と, 帝国内の「異端」や「未開」の諸集団を「文明化」することとが表裏をなして論じられる【史料⑫】。

⁷ 当時のオスマン帝国の総人口は約4000万人とされ, そのうち非ムスリムはおよそ1400万人と推計される[Karpat 1985: 117]。帝都イスタンブルにいたっては, 非ムスリムの人口が全体の5割を超え, 正教徒とアルメニア教会信徒とがそれぞれ2割前後の人口を占めていた[Behar 1996: 73-74]。

⁸ オスマン帝国におけるパン・イスラーム思想の形成とヨーロッパの国際情勢の変動との関係については, 次の口頭発表にて考察した。佐々木紳「オスマン帝国と普仏戦争: 情勢分析からパン・イスラーム主義へ」日本中東学会第24回年次大会(於千葉大学, 2008年5月)。

⁹ エサトの経歴について, 詳しくは, Özdiş [2008]を参照。

¹⁰ オスマン・トルコ語における「イスラーム *İslâm*」の語には, 人間集団としての「イスラーム教徒」を指す用法がある。Cf. Şemse'd-dîm Sâmî [1890: 112]。

- ・オスマン帝国の枠組みを前提とするかぎり、オスマン知識人の説くパン・イスラーム思想が反帝国主義的な方向に向かうことは困難 [cf. 新井 1977: 54]。パン・イスラーム論議のなかで語られるオスマン版の「文明化の使命」も、帝国の「中心」から「周縁」に向けられた統合／同化のレトリックにすぎず。

おわりに

- ▼結論：1860年代後半の新オスマン人の議論や70年代前半のパン・イスラーム論議からうかがうことのできる、列強の一員たるオスマン帝国の「治者」としてのムスリム、という自意識は、近代オスマン知識人における「帝国意識」や「文明意識」の存在を示す確たる事例と見なしうる。
- ▼課題と展望：帝国主義・植民地主義の「客体」でありながら「主体」でもあるという両義性を抱えた近代オスマン知識人の思考様式をどう捉えるか？ 「ヨーロッパ」のみならず「アジア」の知識人にも見いだすことのできる「帝国意識」の問題をどう考えていくか？

■ 史料

【史料①】『報道者』第14号 [Le Mukhbir, no. 14 (28 novembre 1867): 4c]

クレタ問題 Girid Mes'elesi について一考すべき点がある。すなわち、インドやポーランドやアイルランドやメキシコ、そしてイギリス領のいくつかの島々では、多くの騒乱が発生して血が流れた。諸大国は、そのいずれにも干渉しなかった。我々のクレタに4人のならず者が現れるや、どれほど外国の干渉が生じたことか。[中略] つまるところ列強 düvel-i mu'azzama は、相互に認め合った諸権利 hukûk を、オスマン国家については尊重していない。つまり、我々の政府を彼らは国家と見なしていないのだ。

【史料②】『報道者』第16号 [Charles Wells, "Türkçe lisân üzere (Tedbîr-i Mülk) risâlesinin mü'ellifi, İngiliz 'ulemâsından (Charles Wells) Efendi'nin (Muhbir'e) irsâl buyurduğu benddir ki 'aynıyla derc olundu," Le Mukhbir, no. 16 (12 décembre 1867): 3a]

同様に崇高なる国家 [オスマン帝国] が、インドではムスリムに圧制がおこなわれている、といってイギリスの内部事情 umûr-ı dâhiliyye-i İngiliziyye に干渉したとすれば、イギリス政府は黙ってはいなかったはずである。いったいなぜ黙ってはいられないのか？ この干渉は国際法の諸原理 kavâ'id-i hukûk-ı milel に反していると [イギリス政府は] いうにちがいない。とすれば、ヨーロッパ諸国がキリスト教徒の庇護を口実にして崇高なる国家の固有の内部事情に介入することもまた、国際法の対極にあるとせざるをえない。

【史料③】『自由』第12号 [Hürriyyet, no. 12 (14 septembre 1868): 2b-3a]

おまえは名高き特権勅令 İmtiyâz Fermânı [1856年の改革勅令のこと] を発した。キリスト教徒から州知事やパシヤや特等官や一等官をこしらえた。ギリシアとの国境を越えてきて、その手に武器を携えたまま捕まった山賊どもを放免した。クレタの賊どもを息子のごとく目にかけておきながら、幾千ものムスリム住民の血を流し、その財産を破壊した。[中略] かつて加えて、国家評議会と最高法院とをこしらえた。これらにキリスト教徒の多数の成員を加え、さらには多額の給与を与えた、などなど。おまえはこうした事どもを、単に [外国の] 大使のお歴々を喜ばせるために実行の場に移したのだ。

【史料④】『自由』第15号 [“Mes’ele-i Müsâvât,” Hürriyyet, no. 15 (5 octobre 1868): 3a-3b]

ギュルハネ勅令にある平等 müsâvât とは、個人についての権利 hukûk-ı şahsiyye, つまり皆が諸法廷で公正を見いだすことにほかならない。それゆえ第一に、至高の御門 [オスマン政府] が「ギュルハネ勅令は絶対的な形で bir sûret-i mutlakada 平等の原則を宣言した」というのは、事実と反するどころか、むしろ嘲笑に値する無知の言なのである。

【史料⑤】『報道者』第37号 [“Mahsûsât,” Le Mukhbir, no. 37 (3 juin 1868): 3c]

平等 müsâvât とは、「法の規定が集団の諸個人について例外なく通用すること、また皆が等し並みに何らかの権利 hukûk と何らかの義務 vazâ’if とをもつこと」をいう。これは正当な平等 müsâvât-ı meşrû’a とも呼ばれるのだが、絶対的な平等 müsâvât-ı mutlakada と理解されてはならない。[中略] 正当な平等は、宗教や宗派や位階や職務の如何を問わず、皆のあいだで正義が実施されることを明確に命じた、アフマド [預言者ムハンマドの別称] の輝かしきシャリーアの貴き規定に反さぬばかりか、あらゆるイスラーム国家 hükûmet-i İslâmiyye がその実施に責を負う宗教的義務なのである。

【史料⑥】『自由』第11号 [Hürriyyet, no. 11 (7 septembre 1868): 8a-8b]

あなたがたは何を恐れているのか？ 我々がキリスト教徒に圧制をおこなうということをか？ 知るがよい。我々の宗教の教えによれば、諸権利の上で皆は平等である hukûkca herkes müsâvidir。考えてもみよ。スペイン人がグラナダを奪ったとき、彼らは人々に改宗を強制して [拒む者を] 火刑に処した。我々がイスタンブルを奪ったとき、我々は全ての宗派の人々に対して、宗教的儀礼を実践することに完全なる許可を与えた。我々が宗教の教えに従うならば、あなたがたにとってそれにまさる安全はありえないのであって、我々は誰に対しても、圧制どころか欺くことさえしないのだ。

【史料⑦】『自由』第15号 [“Mes’ele-i Müsâvât,” Hürriyyet, no. 15 (5 octobre 1868): 2b]

皆の知っていることではあるが、イスラームのシャリーアは諸権利の問題 mesâ’il-i hukûkiyye でムスリムとキリスト教徒とを区別しない。崇高なる国家 [オスマン帝国] もまたイスラーム国家 devlet-i İslâmiyye なのだから、その臣民についてこの平等 müsâvât を実践することは、宗教的義務の一つなのである。

【史料⑧】『自由』第15号 [“Mes’ele-i Mûsâvât,” *Hürriyyet*, no. 15 (5 octobre 1868): 1b-2a] (訳文の作成にあたっては、新井 [2009: 148-149] も参照した。)

ただし、[オスマン] 臣民の平等 *mûsâvât-ı teba‘a* の問題では、大半のヨーロッパ人の信念は実態とは完全に背反しており、500年にわたって治者 *hâkim* であり征服者 *fâtih* であることの特権 *imtiyâz* を享受してきた民族 *kavm* が、20年のうちにその被治者 *mahkûm* に敗れて踏みにじられんばかりに没落したことを彼らは想像することができないので、[中略] この点での我々独自の見解と情報とを表明する必要がある。

【史料⑨】『報道者』第37号 [“Mahsûsât,” *Le Mukhbir*, no. 37 (3 juin 1868): 4a]

イスラームの民 *ehl-i İslâm* は、時の趨勢ではなくクルアーンが求めているので、臣民の多様な諸集団のあいだに正当な平等の原則 *mûsâvât-ı meşrû‘a kâ‘idesi* が行きわたることを望む。キリスト教徒であれ、ユダヤ教徒であれ、他のオスマン臣民 *teba‘a-i Osmâniyye* をみずからの祖国同胞 *vatandaş* と見なす。そして、全員の諸利益をみずからの利益のように認める。しかし、その被治者 *mahkûm* たる民族 *kavm* がより多くの特権を享受すること *daha ziyâde mümtâz olması* をよしとはしないばかりか、みずからの治者 *hâkim* となることをいかなるときも受け入れることはない。

【史料⑩】『自由』第12号 [“Usûl-i meşveret hakkında dördüncü nüshamızdaki bend üzerine îrâd olunan ba‘zı i‘tirâzlara cevâben bir zâta yazılmış mektûbdur ki maksada müte‘allik olduğuyçun tab‘ı münâsib görüldü,” *Hürriyyet*, no. 12 (14 septembre 1868): 6a]

正教徒 *Rumlar* とは何者か？ オスマン帝国の諸国土の人々が全て一箇所に集まるならば、そのなかで正教徒を見つけるためには顕微鏡 *hurdebîn* を使う必要が生じるのだ。[中略] 彼らは知らないのだろうか？ 我々の国で多数を占めるイスラームの宗教共同体 *millet-i İslâmiyye* が、オスマン王家をどれほど愛しているのかを。そして、公正なパーディシャーの片言隻句のためにも命を投げ出すということ。

【史料⑪】『報道者』第13号 [*Le Mukhbir*, no. 13 (21 novembre 1868): 3b]

[ヨーロッパ各紙は] トルコ *Türkistân* においてムスリムが治者の集団 *fırka-i hâkime* であり、キリスト教徒が被治者の *mahkûme* [集団] であるかぎり、平等たりえないという。これは正しい。しかし、このことが諸権利の上での平等 *hukûkca mûsâvât* に抵触することはない。インドでは、イギリス人 *İngiliz* とインド人 *Hindî* とは諸権利の上で平等も同然である。しかし、それでもイギリス人は治者の集団である。アルジェリアでのフランス人 *Fransızlar* もこうである。

【史料⑫】エサト『ムスリムの統一』 [Es‘ad n.d.: 23]

対外的には上述の方策を実施する一方、対内的にもまた、崇高なる国家 [オスマン帝国] に服属するアラブ地域 *‘Arabistân* やクルド地域 *Kür[di]stân* におり、野蛮 *bedeviyyet* の内に暮らし、人類の子孫 *ebnâ-yı nev‘* に害を及ぼす [ベドウィンの] アラブ人ども *‘Urbân* やクルド人ども *Ekrâd* もまた速やかに文明の圏域 *dâ‘ire-i medeniyyet* に取り込んで [中略] 真の内なる統一 *ittihâd-ı dâhilî ve samîmî* もまた自然に生ずることとなる。

■ 参考文献

▼ 定期刊行物史料

Hürriyyet (自由 : London/ Geneva, 1868-1870)

Le Mukhbir (報道者 : London, 1867-1868)

▼ 外国語文献

Behar, Cem (ed.) 1996. *Osmanlı İmparatorluğu'nun ve Türkiye'nin Nüfusu 1500-1927*. Ankara: T. C. Başbakanlık Devlet İstatistik Enstitüsü. (オスマン帝国およびトルコの人口 1500-1927 年)

Çelik, Hüseyin. 1994. *Ali Suavî ve Dönemi*. İstanbul: İletişim Yayınları. (アリ・スアーヴィーとその時代)

———. 1996. *Türk Dostu, İngiliz Türkolog Charles Wells: Hayatı-Eserleri ve Osmanlı Türkleri ile İlgili Düşünceleri*. Ankara: T. C. Kültür Bakanlığı. (トルコ人の友, イギリス人トルコ学者チャールズ・ウェルズ : その生涯, 著作, オスマン・トルコ人に関する思索)

Çiçek, Nazan. 2010. *The Young Ottomans: Turkish Critics of the Eastern Question in the Late Nineteenth Century*. London and New York: I. B. Tauris.

Davison, Roderic H. 1963. *Reform in the Ottoman Empire 1856-1876*. Princeton: Princeton University Press.

Deringil, Selim. 2003. "They Live in a State of Nomadism and Savagery": The Late Ottoman Empire and the Post-Colonial Debate." *Comparative Studies in Society and History*, 45/ 2: 311-342.

Eldem, Edhem. 2003. "Osman Hamdi Bey: Irak'ta Osmanlı Sömürgeciliğinin Bir Tanığı." *Toplumsal Tarih*, 114: 92-97. (「オスマン・ハムディ・ベイ : イラクにおけるオスマン版植民地主義の一証人」『社会史』所収)

Es'ad. N.d. [1873?] *İttihâd-ı İslâm*. N.p. (ムスリムの統一)

Geyer, Dietrich. 1987. *Russian Imperialism: The Interaction of Domestic and Foreign Policy 1860-1914*. B. Little, tr. New Haven: Yale University Press.

Kara, İsmail. 2000. "Müsâvat yahut Müslümanlara Eşitsizliği: Bir Kavramın Siyaseten/ Dinen İnşası ve Dönüştürücü Gücü." In *Osmanlı Devleti'nde Din ve Vicdan Hürriyeti* (A. Özcan, ed.), 307-347, İstanbul: Ensar Neşriyat. (「平等またはムスリムへの不平等 : 概念の政治的 / 宗教的構築とその影響力」『オスマン国家における宗教と良心の自由』所収)

Karpat, Kemal H. 1985. *Ottoman Population 1830-1914: Demographic and Social Characteristics*. Madison: The University of Wisconsin Press.

Makdisi, Ussama. 2002. "Rethinking Ottoman Imperialism: Modernity, Violence and the Cultural Logic of Ottoman Reform." In *The Empire in the City: Arab Provincial Capitals in the Late Ottoman Empire* (J. Hanssen, Th. Philipp and S. Weber, eds.), 29-48, Würzburg: Ergon.

Mardin, Şerif. 1962. *The Genesis of Young Ottoman Thought: A Study in the Modernization of Turkish Political Ideas*. Princeton: Princeton University Press.

Özdiş, Hamdi. 2008. "Yeni Osmanlılıktan İttihatçılığa Bir Portre: 'Esad Efendi' (1842-1901)." *Kebikeç*, 26: 7-35. (「新オスマン人から統一派にかけての肖像 : エサト・エフェンディ (1842-1901 年)」『ケビケチ』所収)

Şemse'd-dîn Sâmî. 1890. *Kāmûs-ı Türkî*. Der-sa'âdet: İkdâm Matba'ası. (トルコ語辞典)

Türküne, Mümtaz'er. 1991. *Siyasî İdeoloji Olarak İslâmcılığın Doğuşu*. İstanbul: İletişim Yayınları. (政治イデオロギーとしてのイスラーム主義の誕生)

▼日本語文献

秋葉淳 2005a. 「近代帝国としてのオスマン帝国：近年の研究動向から」『歴史学研究』798: 22-30.

————— 2005b. 「日露戦争とイエメン：日本とオスマン帝国のアナロジー」『戦争の時代と社会：日露戦争と現代』（安田浩・趙景達編），123-142，青木書店。

新井政美 1977. 「ナムク・ケマルをめぐる二，三の問題点」『史学雑誌』86/4: 45-61.

————— 2009. 『オスマン帝国はなぜ崩壊したのか』青土社。

ウィリアムズ，E 1999. 『帝国主義と知識人：イギリスの歴史家たちと西インド諸島』（田中浩訳，岩波モダンクラシックス）岩波書店。

江口朴郎 1991 [1954] 『帝国主義と民族』（第2版）東京大学出版会。

木畑洋一 1987. 『支配の代償：大英帝国の崩壊と「帝国意識」』東京大学出版会。

————— 2008. 『イギリス帝国と帝国主義：比較と関係の視座』有志舎。

小松久男 1998. 「危機と応戦のイスラーム世界」『イスラム世界とアフリカ』（岩波講座世界歴史21），3-78，岩波書店。

佐々木紳 2006. 「ナムク・ケマルの立憲議会構想：国家評議会からウスーリ・メシュヴェレトへ」『史学雑誌』115/1: 1-34.

————— 2008. 「1860年代オスマン帝国の議会論：ハイレッティン＝カルスキの思想を中心に」『史学雑誌』117/8: 1-35.

————— 2010. 「新オスマン人運動の形成とクレタ問題：『報道者 *Muhbir*』紙の募金活動を中心として」『アジア・アフリカ言語文化研究』79: 73-93.

鈴木董 1996. 「オスマン帝国の政治統合における宗教と民族：イスラム世界からナショナリズムを見る」『思想』863: 134-153.

早坂真理 1987. 『イスタンブル東方機関：ポーランドの亡命愛国者』筑摩書房。

林佳世子 2008. 『オスマン帝国500年の平和』講談社。

護雅夫 1967. 「トルコの思想家：自由主義の父ナムク＝ケマル」『イスラムの思想』（講座東洋思想7），236-266，東京大学出版会。

山下重一 1998. 『J.S.ミルとジャマイカ事件』御茶の水書房。